

イマリンビーチ内露店出店許可に伴う審査基準

イマリンビーチ露店等施設運営協議会

審査基準	<p>1 露店設置は伊万里市が指定した区画の範囲とし、1業者(個人、団体)1区画とする。ただし、転借は禁止する。1区画の面積は10㎡(2.5m×4m)する。</p> <p>2 露店の形態はイマリンビーチの景観に相応しいものとし、イマリンビーチ運営に支障を与えないこと。</p> <p>3 露店の出店期間は、遊泳期間のうち申請者の申請期間とする。</p> <p>4 露店の営業時間は午前9時から午後6時までとする。(午後6時に駐車場施設)※許可証にビーチ開場時間を記載。</p> <p>5 伊万里市が指定した区画以上に出店希望があった場合は、福田区の業者を優先させ、次に黒川町、市内、市外の順で審査する。ただし、希望者多数の場合は抽選とする。</p> <p>6 イマリンビーチ露店等施設運営協議会の審査終了後の出店申請は受け付けない。</p> <p>7 飲食店営業等許可を必要とする営業を行う場合は、食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。</p> <p>8 以上の他、営利目的以外の出店希望については、この審査基準の範囲外とし、伊万里市が個別に判断する。</p> <p>補則</p> <p>1 露店を設置する面積が1区画の面積を満たさなくとも、1業者1区画単位で与える。</p> <p>2 露店構造の高さは、概ね2.5m以内とする。</p> <p>3 出店を許可された期間中、営業しない日があっても許可された区画を占有しているものとみなす。</p>
------	--